

令和6年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業
(電気用品安全法の規制対象品目及び技術基準解釈
の見直し等に係る調査)



JET

報告書別冊

電気用品安全法の技術基準解釈見直し アクションシートの概略

一般財団法人 電気安全環境研究所



課題1 整合規格（民間の作成規格）に未整備のものがある

アクション1	業界団体が存在し、且つ公的規格が存在する場合は、 <u>電気用品調査委員会の活動を継続。</u>
アクション2	業界団体が存在し、且つ公的規格が存在しない場合は、 <u>業界団体が規格（JIS又は業界規格）を作成。</u>
アクション3	業界団体が存在せず、且つ公的規格が存在する場合は、 <u>産業標準化法第11条において、国がJIS規格を作成。</u>
アクション4	業界団体が存在せず、且つ公的規格が存在しない場合は、 <u>バスケットクローズ規格の作成等を検討。</u>
アクション5	例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）等については、 <u>電気用品調査委員会で廃止を承認後、国へ提案。</u>
アクション6	雑音の強さに関する基準について、「IEC 61000-6-3」、「IEC 61000-6-4」をジェネリック規格として解釈別表第12に採用するため、 <u>その必要性について電気用品調査委員会で検討。</u>
アクション7	遠隔操作機構を有するものに関する基準について、 <u>J 1000の別紙を解釈別表第4（JISC8300）及び解釈別表第8に整合する形で見直し案を電気用品調査委員会から提案。</u>
アクション8	解釈別表第11をJIS化し、必要な整合規格から引用する。

課題2 解釈別表第12の解釈通達（国が制定した解釈基準）が廃止されていない

アクション9	適切な時期に、 表1の解釈通達の廃止 を電気用品調査委員会から国に提案。
--------	---

課題3 リスクアセスメントの必要性が理解されていない

アクション10	解釈の本文の改正案 を電気用品調査委員会から国に提案。
---------	------------------------------------

課題4 登録検査機関が対応できない規格への対応、解釈一本化に対する大幅な設計変更への対応が必要

アクション11	登録検査機関の検討、その他周知広報の検討。
---------	------------------------------

業界団体が存在し、且つ公的規格が存在する場合の整合規格の整備

- JISの原案作成団体及び電気用品調査委員会等と連携の上、当該JISが適用可能な電気用品の範囲を明確化する。
- 国のWG（電気用品整合規格WG）で、電気用品の技術上の基準を定める省令（以下「技術基準省令」という。）への整合確認を行い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（以下「解釈」という。）別表12に整合規格として採用する。

誰が	何をする	いつ（予定）
業界団体	JIS又はCISPRJを作成して電気用品調査委員会に整合規格案として提出する。	適宜実施中 （国際規格の動向にあわせて実施）
国 （国際電気標準課 委託事業）	産業標準化法11条に基づき、多数の業界が関係する又は業界がJISを作成することができない場合、国際整合JIS原案を作成し、JIS制定又は改正を行う。	対象規格があれば、毎年度実施する。
↓		
電気用品調査委員会	制定又は改正されたJIS又はCISPRJが技術基準省令に整合していることを確認し、国（製品安全課）に整合規格案として提案する。	適宜、業界団体等からの提出にあわせて実施する。
↓		
国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。	適宜、電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。

業界団体が存在し、且つ公的規格が存在しない場合の整合規格の整備

- 業界団体がIEC規格化を念頭にJIS又は業界規格を作成し、当該規格が技術基準省令に整合しているのか国のWGにおいて審議・確認の上、**解釈別表第12に整合規格として採用**する。
- 業界団体が、**将来の整合規格化を念頭においた業界規格等を作成及び改正できないケース**については、**作成等ができない理由を整理・明確化**する。

誰が	何をする	いつ（予定）
電気用品調査委員会	次スライドに記載しているAの電気用品について、業界の意向を調査する。	2025年度内に実施する。
↓		
業界団体	日本独自の製品に対するJIS又は業界規格を作成した場合、電気用品調査委員会に整合規格案として提出する。必要に応じて、国際規格提案を行う。規格を作成しない場合は、理由を明確にし、規格を作成するまでは【アクション4】で対応する。	規格を作成する場合は、2026年度中を目標とする。
↓		
電気用品調査委員会	提出されたJIS又は業界規格が技術基準省令に整合していることを確認し、国（製品安全課）に整合規格案として提案する。	2027年度までに業界団体等からの提出にあわせて実施する。
↓		
国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。	2028年度までに電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。



【アクション2】別紙

次のような仕分けを検討し、“**業界団体あり**”の場合は、**整合規格作成の計画を立てる。又は、整合規格が作成できない理由を明確化する**。整合規格を作成したものから電気用品調査委員会の「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」の見直しを行う。

業界団体	整合規格	電気用品例
A あり (業界規格の作成が優先)	通則あり／個別なし	電動かくはん機、電気みぞ切り機、電気角のみ機、電気チューブクリーナー、電気スケーリングマシン、電動刃物研ぎ機
		電気スチームバス、スチームバス用電熱器
	通則なし／個別なし	電熱式おもちゃ、電動式おもちゃ
		温度ヒューズ（容器がないもの）
		フロアダクト及びフロアダクト用附属品（金属製カップリング、金属製コネクター、金属製エルボー、金属製ボックス及びその他の金属製附属品）
B なし	通則あり／個別なし	電気消毒器、充電式携帯電灯、殺菌灯用安定器
		水道凍結防止器、ガラス曇り防止器、観賞植物用ヒーター、高周波脱毛器、電気採暖いす、電気火鉢、電気熔解器、電気焼成炉、現象恒温器、電気育苗器、電気香炉、電気ろくろ、電気捕虫機、電動脱穀機、電動もみすり機、電動わら打機、電動縄ない機、選卵機、洗卵機、園芸用電気耕土機、昆布加工機、するめ加工機、包装機械、自動印画定着器、自動印画水洗機、洗濯物仕上機械、洗濯物折畳み機、おしぼり巻き機、おしぼり包装機、理髪いす、電気噴水機、コンセント付家具、その他の電気気泡発生器、超音波ねずみ駆除器、超音波洗浄機、家庭用超音波治療器、その他の電気機械付家具
	通則なし／個別なし	電気浴器用電源装置、ベルトコンベア、空気圧縮機、電気楽器、電気オルゴール、ベル、ブザー、チャイム、サイレン、検卵器、高周波ウエルダー、電灯付家具、電気ペンシル、漏電検知器、雑音防止器（ バスケットクローズ規格 を適用する電気用品の候補）
		定額制用電流制限器
		オゾン発生器用安定器

電気用品例は要精査

業界団体が存在せず、且つ公的規格が存在する場合の整合規格の整備

- 国際統合化の観点から、国際規格が存在する場合は、産業標準化法第11条により、国が委託事業によりJIS原案を作成する。

誰が	何をする	いつ（予定）														
国 （国際電気標準課 委託事業）	該当する規格について、産業標準化法第11条により、国際整合JIS原案作成が可能かを検討し、可能な場合は、国際整合JIS原案を作成し、JIS制定又は改正を行う。	①のJIS原案作成：2026年度 ②その後、発行される国際規格についても適宜実施する。														
	① 改正が必要なJIS <table><thead><tr><th>整合規格</th><th>対象機器</th></tr></thead><tbody><tr><td>JIS C 9335-2-12:2005</td><td>ウォームプレート及びこれに類する機器</td></tr><tr><td>JIS C 9335-2-43:2005</td><td>衣類乾燥機及びタオルレール</td></tr><tr><td>JIS C 9335-2-56:2005</td><td>プロジェクタ及びこれに類する機器</td></tr><tr><td>JIS C 9335-2-66:2005</td><td>ウォータベッド用ヒータ</td></tr><tr><td>JIS C 9335-2-71:2005</td><td>動物ふ卵及び飼育用電熱器具</td></tr><tr><td>JIS C 9335-2-78:2005</td><td>屋外用バーベキュー台</td></tr><tr><td>JIS C 9335-2-105:2007</td><td>多機能シャワーキャビネット</td></tr></tbody></table> ② 制定が必要なJIS JIS化されていないIEC 60335-2-107以降のIEC 60335シリーズの個別規格など。		整合規格	対象機器	JIS C 9335-2-12:2005	ウォームプレート及びこれに類する機器	JIS C 9335-2-43:2005	衣類乾燥機及びタオルレール	JIS C 9335-2-56:2005	プロジェクタ及びこれに類する機器	JIS C 9335-2-66:2005	ウォータベッド用ヒータ	JIS C 9335-2-71:2005	動物ふ卵及び飼育用電熱器具	JIS C 9335-2-78:2005	屋外用バーベキュー台
整合規格	対象機器															
JIS C 9335-2-12:2005	ウォームプレート及びこれに類する機器															
JIS C 9335-2-43:2005	衣類乾燥機及びタオルレール															
JIS C 9335-2-56:2005	プロジェクタ及びこれに類する機器															
JIS C 9335-2-66:2005	ウォータベッド用ヒータ															
JIS C 9335-2-71:2005	動物ふ卵及び飼育用電熱器具															
JIS C 9335-2-78:2005	屋外用バーベキュー台															
JIS C 9335-2-105:2007	多機能シャワーキャビネット															
電気用品調査委員会	制定又は改正されたJISが技術基準省令に整合していることを確認し、整合規格案として国（製品安全課）に提案する。①の改正によるJ60335-1(4 版-H20)の廃止も検討する。	①2027年度に整合規格案として提案。 ②その後、発行される国際規格についても適宜実施する。														
国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。	2028年度に電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。														

業界団体が存在せず、且つ公的規格が存在しない場合の整合規格の整備

➤ 同じ製品カテゴリの活用可能なJISの通則はあるが、JISの個別規格がないケース

該当する電気用品に対応する個別規格ができるまでの間の対処策として、通則の適用に加えて、製造・輸入事業者が、自己責任の原則の下、個別製品に対してリスクアセスメントを実施することで技術基準省令への適合証明を実施する。この方針を、解釈本文に明記する。

➤ 活用可能なJISの通則も個別規格もないケース

該当する電気用品に対応する個別規格ができるまでの間の対処策として、産業標準化法第11条によって、国が委託事業で解釈別表第8の共通の事項等をベースにした共通規格（以下「バスケットクローズ規格」という。）のJIS原案を作成し、JISを制定する。

バスケットクローズ規格を適用する電気用品については、バスケットクローズ規格だけではカバーできない製品特有のリスクに対してリスクアセスメントを実施することで技術基準省令への適合証明を実施する。この方針を解釈本文に明記する。

誰が	何をする（通則対応）	何をする（バスケットクローズ規格対応）	いつ（予定）
国 (国際電気標準課 委託事業)	—	産業標準化法第11条により、バスケットクローズ規格作成が可能かを検討し、可能な場合は、JIS原案を作成し、JISを制定する。また、アクション1等に参加しており知見をもっている団体の参加を積極的に促す。（可能でない場合は、2026年度に再検討）	2025年度に検討を実施する。 2026年度にJIS原案を作成する。
電気用品 調査委員会	通則の適用に加えて、個別製品に対するリスクアセスメントを実施する旨を、解釈本文に追記する提案を行う。（スライド19参照）	制定されたJISが技術基準省令に整合していることを確認し、整合規格案として国（製品安全課）に提案する。バスケットクローズ規格の適用に加えて、製品特有のリスクに対してリスクアセスメントを実施する旨を、解釈本文に追記する提案を行う。（スライド19参照）	2027年度に実施する。
国 (製品安全課)	解釈本文の改正を行う。	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。解釈本文の改正を行う。	11条対応が可能な場合、2028年度、電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。

- 解釈別表第12に採用されている基準のうち、**J〇〇〇〇〇〇-1(以下「パート1」という。)**として“-1”がつく規格については、表題に「**通則**」と記載されている規格と「**通則**」と記載されていない「**通則以外**」の規格がある。
- **パート1のうち「通則」となる規格**は、そのパート1の範囲でカバーされる**製品カテゴリの個別規格と共に用いられる共通規格**である。
 なお、電気用品調査委員会の「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」には個別規格のみが掲載されており、「通則」となる規格は掲載されていない。
- 一方、**パート1のうち「通則以外」となる規格**は、その規格の範囲でカバーされる**一般的な製品は「通則以外」のパート1だけで適用できる**。
 ただし、同じ製品カテゴリであっても、特殊な製品については、個別規格が存在する製品もある。（この資料においては、「**通則以外**」のパート1は、**個別規格として扱う**。）
 なお、「通則以外」となる規格は「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」に掲載されている。





- 解釈別表第12の基準番号で通則と通則以外を分類すると以下の通り。

分類	カテゴリ	基準番号		備考		
通則	電線	J60227-1（ビニル電線）、J60245-1（ゴム電線）				
	電線管	J61084-1（線び）、J61386-1（電線管）				
	ヒューズ	J60127-1（ミニチュアヒューズ）、J60269-1（低電圧ヒューズ）、J73001-1（配線用ヒューズ）				
	配線器具	J60947-1（低圧開閉器）、J60998-1（接続装置）、J61058-1（機器用スイッチ）				
	変圧器	J61558-1（変圧器）				
	家電	J60335-1（家電機器）	<table><tr><td>J60335-1(H27)</td><td>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部:通則</td></tr></table>	J60335-1(H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部:通則	J60335-1(3 版-H14) 及びJ60335-1(4 版-H20) を除く。（J60335-1（H27）以降、“通則”に改正された。）
	J60335-1(H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部:通則				
	電動工具	J60745-1（手持形）、J61029-1（可搬形）、J62841-1（電動工具）		J60745-1(1 版-H14) を除く。（J60745-1(3.2 版-H22)以降、“通則”に改正された）		
照明	J60598-1（照明器具）、J61347-1（制御装置）					
通則以外 （個別） ※赤字は特殊な機器に対する個別規格がある パート1	電線	J60502-1（高圧電線）				
	電線管	J60670-1（ボックス）				
	配線器具	J60309-1（工業用カプラ）、J60320-1（機器用カプラ）、J60669-1（固定配線用スイッチ）、J60730-1（自動制御装置）、J60838-1（その他のランプソケット）、J60884-1（プラグ、コンセント）、J61008-1（住宅用漏電遮断器－過電流保護なし）、J61009-1（住宅用漏電遮断器－過電流保護あり）、J61534-1（ライティングダクト）				
	照明	J60432-1（白熱電球）				
	IT/AV	J60950-1（IT機器）、J62368-1（IT/AV機器）	<table><tr><td>J62368-1(2020)</td><td>オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第1部:安全性要求事項</td></tr></table>	J62368-1(2020)	オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第1部:安全性要求事項	
	J62368-1(2020)	オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第1部:安全性要求事項				
	アーク溶接機	J60974-1（アーク溶接電源）				

- 既存規格及び通則では、技術基準省令をカバーすることができないいくつかの電気用品に対して、**共通的に活用できるような規格**。
- 「バスケットクローズ規格」を適用した上で、製品が持つ固有のリスクに対してリスクアセスメントを実施することにより、**技術基準省令を満たすための証明に用いる**ことが目的。
- **解釈別表第8の共通の事項等をベース**に作成することを検討する。

【バスケットクローズ規格の概略】

序文

この規格は、原則として既存のJISに安全規格がない場合に用いることができる規格である。この規格を適用する場合、製品が持つ固有のリスクに対してリスクアセスメントを必ず実施する必要がある。

1. 適用範囲

この規格は、電気用品安全法の対象となる電気用品のうち
通則及び個別規格がない電気用品に対する共通規格であることを明記
(規格名称、適用範囲の具体化が課題)

2. 引用規格

3. 用語の定義

4. 以降、解釈別表第8の規定をベースにしたものを共通化して規定 (JISの様式に合わせた整理が必要)

① 解釈別表第8の1. 共通の事項

(解説についてもJISに規定又は注記で記載)

② 水を使用する機器はアースの必要性や

屋外機器はシースなしコードの禁止などの一般的な要求

③ 絶縁性能

④ 平常温度上昇

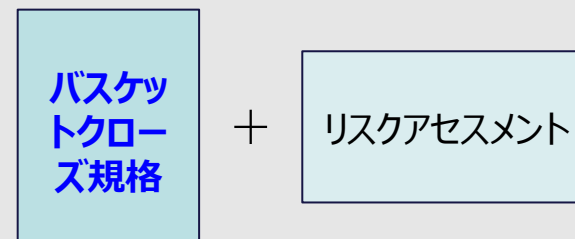
⑤ 異常温度上昇

⑥ 機械的強度

⑦ 表示の方式

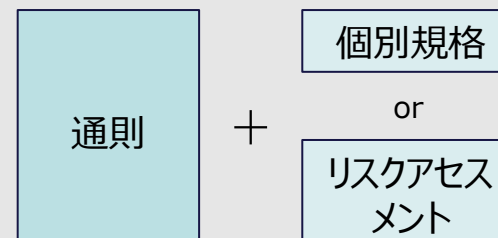
<バスケットクローズ規格の適用例>

通則なしの場合、技術基準省令を満たすためには



通則がない電気用品名に対して、バスケットクローズ規格が通則の役割を果たす

通則あり
(個別あり／なし) の場合、技術基準省令を満たすためには





試験方法及び部品規格等の廃止提案

- 例示基準として活用される可能性がない**試験方法及び部品規格等（17規格）**については、**整合規格としては廃止**する。

誰が	何をする	いつ（予定）																																			
電気用品 調査委員会	次の規格について、解釈別表第12から廃止することを国（製品安全課）に提案する。	2025年度内に実施する。																																			
	整合規格		対象機器	JIS C 9335-2-73:2005	固体形浸せきヒータ	JIS C 9730-2-2:2010	感熱式モータ保護装置	JIS C 9730-2-3:2010	蛍光ランプ用安定器の感熱式保護装置	JIS C 9730-2-4:2010	密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置	JIS C 9730-2-5:2010	自動電気バーナコントロールシステム	JIS C 9730-2-8:2004	電動式ウォーターバルブ	JIS C 9730-2-9:2010	温度検出制御装置	JIS C 3662-2:2009	塩化ビニル絶縁ケーブルの試験方法	JIS C 3663-2:2003	ゴム絶縁ケーブルの試験方法	JIS C 9730-2-10:2010	モータ起動リレー	JIS C 9730-2-11:2010	エネルギー調整器	JIS C 9730-2-12:2010	電動式ドアロック	JIS C 9730-2-13:2010	湿度検知制御装置	JIS C 9730-2-14:2010	電気アクチュエータ	JIS C 9730-2-17:2010	電動式ガスバルブ	JIS C 9730-2-19:2010	電動式オイルバルブ	別紙197（J61558-2-15（H14））	医療施設用変圧器（設備基準上、日本では使用不可のため廃止）
	整合規格		対象機器																																		
	JIS C 9335-2-73:2005		固体形浸せきヒータ																																		
	JIS C 9730-2-2:2010		感熱式モータ保護装置																																		
	JIS C 9730-2-3:2010		蛍光ランプ用安定器の感熱式保護装置																																		
	JIS C 9730-2-4:2010		密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置																																		
	JIS C 9730-2-5:2010		自動電気バーナコントロールシステム																																		
	JIS C 9730-2-8:2004		電動式ウォーターバルブ																																		
	JIS C 9730-2-9:2010		温度検出制御装置																																		
	JIS C 3662-2:2009		塩化ビニル絶縁ケーブルの試験方法																																		
	JIS C 3663-2:2003		ゴム絶縁ケーブルの試験方法																																		
	JIS C 9730-2-10:2010		モータ起動リレー																																		
	JIS C 9730-2-11:2010		エネルギー調整器																																		
	JIS C 9730-2-12:2010		電動式ドアロック																																		
	JIS C 9730-2-13:2010		湿度検知制御装置																																		
	JIS C 9730-2-14:2010		電気アクチュエータ																																		
	JIS C 9730-2-17:2010		電動式ガスバルブ																																		
	JIS C 9730-2-19:2010		電動式オイルバルブ																																		
	別紙197（J61558-2-15（H14））		医療施設用変圧器（設備基準上、日本では使用不可のため廃止）																																		



国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった規格を、整合規格としては廃止する。	2026年度に電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。
--------------	------------------------------------	--------------------------------



雑音の強さに関する整合規格として、ジェネリック規格を作成

- 今後、電気用品で様々なものが開発されることを考慮して、必要に応じて、『IEC 61000-6-3 Generic standards - Emission standard for equipment in residential environments』、『IEC 61000-6-4 : Generic standards - Emission standard for industrial environments』（以下「ジェネリック規格」という。）を解釈別表第12に採用する。必要性については、電気用品調査委員会で検討を行う。

誰が	何をする	いつ（予定）
電気用品調査委員会	ジェネリック規格の必要性について、電波雑音部会で検討する。	必要性の検討：2025年度内 総務省答申案（必要な場合）： 2026年度に作成
 総務省答申発行		 不要
業界団体	総務省答申を受けてCISPRJを作成し、電気用品調査委員会に整合規格案として提出する。	— 規格を作成する場合は、2027年度に規格を作成する。
		
電気用品調査委員会	提出されたCISPRJが技術基準省令に整合していることを確認し、整合規格案として国（製品安全課）に提案する。	— 2028年度に業界団体等からの提出にあわせて実施する。
		
国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。	— 2029年度に電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。

【アクション6】参考資料

- 現在、解釈別表第12を適用しようとする際に、適用規格が判然としない製品があるが、最も適していると考え、規格を適用して、運用している。
- 他方で、現時点で想定していない機能を持つ製品が将来的に出現する可能性もあり、その場合、その製品に適した規格が存在しないという可能性を考慮して、**ジェネリック規格**（IEC 61000-6-3 及び IEC 61000-6-4）を解釈別表第12に採用し、適用すべきとの声もある。

電気用品名	カテゴリ	解釈別表第12	想定していない機能 適した規格が存在しない
	工業、科学及び医療用装置	J55011	ジェネリック規格
	家庭用機器	J55014-1	
	照明	J55015	
	マルチメディア機器	J55032	
	配線器具	J74001 等	
	アーク溶接機等	J60974-10 等	

or

**J1000（遠隔操作機構を有するものに対する要求事項）の見直し**

- 令和3年に策定されたIoTガイドラインとの整合を図る観点からの**J1000を解釈別表第4（JIS C 8300）及び解釈別表第8に整合させた見直し案を電気用品調査委員会から提案する。**

【見直しの方向性】

- 適用範囲は、配線器具及び交流用電気機械器具等とする。ただし、解釈別表第12の表1の電気安全に関する基準で、遠隔操作機構に関する要求事項が規定されている場合は、この基準を適用しないことを明確化する。
- 試験方法及び判定は、配線器具にあつては、JIS C 8300の箇条23、交流用電気機械器具等にあつては、解釈別表第八1（2）ロを引用することで、電気用品調査委員会が発行している「遠隔操作に関する報告書等」及び「IoTガイドライン等を解釈別表第八で合理的に活用するための解説」を活用できるようにする。

誰が	何をする	いつ（予定）
電気用品調査委員会	解釈別表第12の表3のJ1000の見直し案を作成し、国（製品安全課）に提案する。	2025年度内に実施する。
		
国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった見直し案を元に、解釈の改正を行う。	2026年度に電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。

【J1000の見直し案】 電気用品調査委員会で審議要**1 適用範囲**

この規格は、遠隔操作機構を有する、次の電気用品に適用する。

- － 電気用品安全法施行令（昭和37年政令324号）別表第1第3号及び別表第2第4号に掲げる配線器具（以下「配線器具」という。）
- － 電気用品安全法施行令（昭和37年政令324号）別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機（以下「交流用電気機械器具等」という。）

ただし、表1の電気安全に関する基準で、遠隔操作機構に関する要求事項が規定されている場合は、この基準を適用しない

2. 要求事項

遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によっては、電源回路の閉路を行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

試験方法及び判定は、配線器具にあつては、JIS C 8300の箇条23、交流用電気機械器具等にあつては、次による（別表第八1（2）ロを以下に全文記載する）。

**解釈別表第11（電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値）のJIS化**

- 産業標準化法第11条又は第12条によるJIS作成が可能かどうかを検討し、可能な場合はJISを作成する。

誰が	何をする	いつ（予定）
国など (国際電気標準課 委託事業等)	解釈別表第11について、産業標準化法第11条（又は第12条）によりJIS原案作成が可能かどうかを検討し、JIS原案（解釈別表第11対応JIS）を作成し、JIS制定を行う。	2025年度に検討を実施する。 2026年度にJIS原案を作成する。
↓		
業界団体	必要に応じて、業界団体が作成する解釈別表第12採用JISに解釈別表第11対応JISを引用する。→ アクション1へ	解釈別表第8の一本化までに実施する。（2028年度目標）
↓		
国 (製品安全課)	JIS制定後、解釈別表第11を改正する。（解釈別表第8の一本化後の猶予期間の終了までの時又は解釈別表第12採用JISが解釈別表第11対応JISを引用したものに置き換わるまでの時のいずれか遅い時までの間は、旧解釈として残す。）	2028年度の改正を目標とする。



解釈別表第12の表1の別紙の廃止

- 現行の解釈別表第12の表1のうち、**JIS又は民間規格がなく、国が整備したJ規格**（解釈別表第12の本文が“別紙”となっている8規格）については、**採用以降、見直しが行われておらず、フォローアップを行う。**

【補足】

技術基準省令を性能規定化した改正時の解釈別表第12の整合規格は、“JIS”ではなく、解釈通達がほとんどであり、“別紙”として規定されていた。その後、“別紙”は、“JIS”に置き換えられる方針となり、**現在の整合規格は、ほぼJIS又は民間規格となっている**が、表2から表5も含めて別紙となっている13規格は、性能規定化後の技術基準体系の整備方針であるJIS等公的規格の作成に時間を要している。

カテゴリ	基準番号	別紙	誰が	何をする	いつ（予定）
家電	J60335-1(3版-H14) J60335-2-J6(H14)	別紙28 別紙107	業界団体（JEMA）	アクション2により別紙107と置き換えるJISを作成する。	2025年度（P）
			電気用品調査委員会	制定又は改正されたJISが技術基準省令に整合していることを確認し、国（製品安全課）に整合規格案として提案する。同時に、別紙28、107の廃止を国に提案する。	2026年度（P）
			国（製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。同時に別紙28、107の廃止を行う。	2027年度（P）
電動工具	J60745-1(1版-H14) J60745-2-7(H14) J60745-2-13(H14) J60745-2-15(H14) J60745-2-16(H14)	別紙135 別紙142 別紙147 別紙149 別紙150	業界団体（JEMA）	アクション1により別紙142、147、149、150に置き換えるJISを作成する。	2026年度（P）
			電気用品調査委員会	制定又は改正されたJISが技術基準省令に整合していることを確認し、国（製品安全課）に整合規格案として提案する。同時に、別紙135、142、147、149、150の廃止を国に提案する。	2027年度（P）
			国（製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。同時に別紙135、142、147、149、150の廃止を行う。	2028年度（P）
変圧器	J61558-2-15(H14)	別紙197	アクション5に含める。		

（P）は、検討中のため仮予定。



分類	カテゴリ	基準番号	別紙	対応方針	いつ（予定）
表 2	工業、科学及び医療用装置	J55011(H27)	別紙200の2（H27）	アクション 1 による。	総務省答申の発行後2年程度 (答申は2025～2026年度を目途)
	家庭用機器	J55014-1(H27)	別紙202（H27）	アクション 1 による。	総務省答申の発行後2年程度 (答申は2025～2026年度を目途)
表 3	遠隔操作	J1000(H14)	別紙204	アクション7による。	2025～2026年度
表 4	経年劣化	J2000(H20)	別紙205	※ 1 当面保留	2028年度に廃止の見込み
表 5	事故未然防止	J3000(H25)	別紙206	※ 2 当面継続	事故対応で適宜改正（廃止はしない）

※ 1 表 4．経年劣化による注意喚起表示【当面保留】

表 4 の経年劣化による注意喚起表示については、表示を必要とする製品の古い整合規格に規定がないため表4と併用して適用する必要があるが、当該製品の新しいJIS（整合規格）には表 4 と同等の規定が反映されているため、古い整合規格が廃止された後に、表 4 はいずれは廃止する。

[表 4 との組み合わせが必要な整合規格]

J60065（2019）オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項（2028年度に廃止の見込み）

J60335-2-40(H20) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2－4 0 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項 2026 年 7 月 31 日まで有効

J62368-1(2020)オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項 2026 年 4 月 30 日まで有効

※ 2 表 5．事故未然防止にかかる安全基準【当面継続】

事故未然防止にかかる安全基準は、事故が発生した場合、JIS改正を待たずに整合規格に対応規定を加えるために制定された基準である。このため、規定内容が表1のJISに反映された後は、削除が可能であるが、今後も事故発生時には、同様の対応が必要となることが考えられるので、枠組みとして当面は残しておく。

解釈本文の改正

- 事業者が、整合規格適用の判断に迷うケース、リスクアセスメントの実施方法が不明なケースがあるなどといった現状もあり、**性能規定化の理解**が浸透していない。このため、IECガイド51等を参考にし、**解釈本文に次の趣旨でリスクアセスメントの必要性を明記する**改正を行う。
 - A) 解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は、リスクアセスメント等の手段により技術基準省令の要件を満たす必要がある。
 - B) 該当する個別製品の解釈がない場合、共通規格を適用することに加え、製品特有のリスクについては、リスクアセスメントを実施する必要がある。（アクション4の対応。）
- **具体案は、次スライド（別紙）参照。**

誰が	何をする	いつ（予定）
国 （製品安全課 委託事業）	電気用品安全法の技術基準省令への適合性の確認を自ら行う（自己適合証明する）ためのリスクアセスメントマニュアル（仮称）を作成する。	2025年度委託
電気用品調査委員会	A) 「解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は、リスクアセスメント等の手段により技術基準要件を満たす必要がある。」旨を追記した解釈本文の改正案を国（製品安全課）に提案する。	周知を含め、2026年度に実施する。
	B) アクション4に対応するため解釈本文の改正案を国（製品安全課）に提案する。	アクション4完了後に実施する。 （2028年度目標）
↓		
国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった改正案について検討し、解釈本文の改正を行う。	A) 2027年度 B) 2028年度

【アクション10】別紙

- ① 新開発の電気用品において、技術基準省令に規定する要件を満たすために**解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は**、リスクアセスメント等の手段により技術基準省令への適合性を証明することが必要であることを明確化する。
- ② 該当する**個別製品の基準が解釈にない場合**、共通規格（通則又はバスケットクローズ規格）の適用に加えて、製品特有のリスクについて、リスクアセスメントを実施することを明確化する。
- ③ ①を先行して改正し、②は**バスケットクローズ規格を解釈別表第12に採用した後**、改正する。
- ④ **リスクアセスメントチェックシート（案）**を作成する。

【解釈本文の見直し案】（要検討）

本解釈は、電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものであるが、**新開発の電気用品において、技術基準要件を満たすために解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は、リスクアセスメント等の手段により技術基準要件を満たすことを証明しなければならない。（①）**

一方、**解釈に製品特有のリスクが評価できる解釈がない場合、通則又はバスケットクローズ規格を適用することに加えて、製品特有のリスクに対してリスクアセスメントを実施することで、技術基準要件を満たすことが証明することができる。（②）**

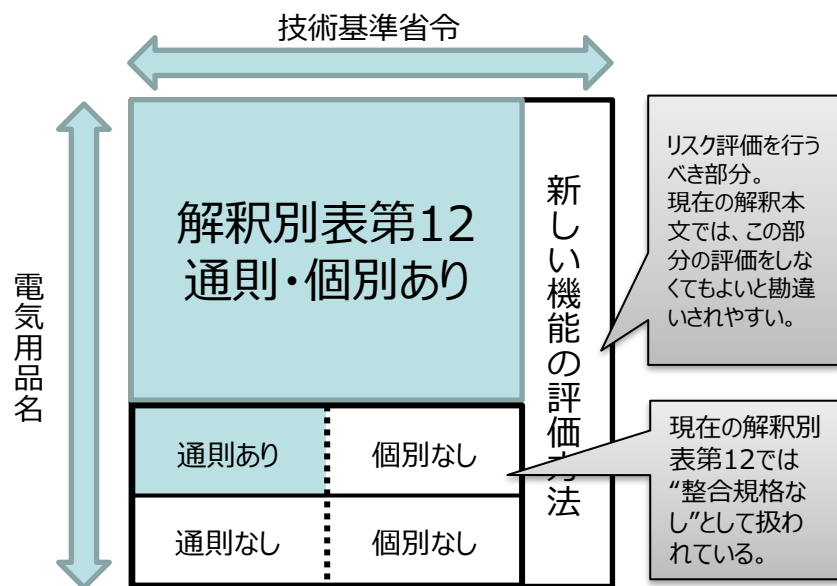
電気用品が、2以上の機能を有する場合にあっては、それぞれの機能に係る解釈を適用しなければならない。

また、この解釈に規定がない限り、別表第一から別表第十一までと別表第十二は、それぞれ独立した体系であることから、両者を混用してはならない。

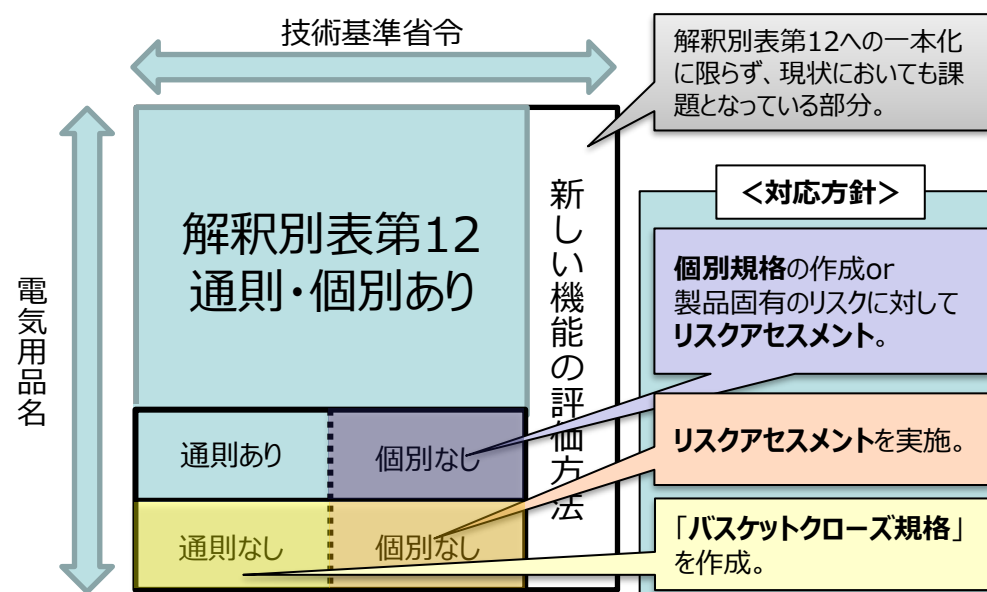
なお、省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

- 解釈別表第8を解釈別表第12へ**一本化する際の課題**は以下の通り。
 - 「**通則あり・個別なし**」の場合や「**通則なし・個別なし**」の場合がある。
 - 新機能の登場によって、**通則及び個別においても対応が仕切れない範囲が発生**する場合がある。
- **課題に対する対応（案）**は以下の通り。
 - 業界による個別規格の作成、または製品固有のリスクに対してリスクアセスメントの実施。
 - 解釈別表第12において「**通則**」及び「**個別**」がない電気用品に対する、共通的な「**バスケットクローズ規格**」を作成。

解釈別表第12の一本化への現状の課題

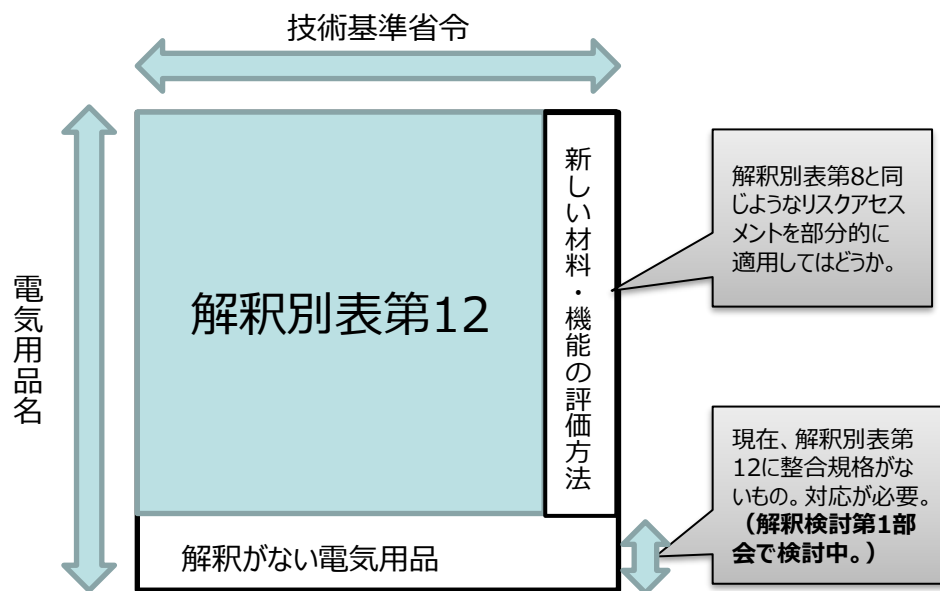


解釈別表第12の一本化への対応（案）



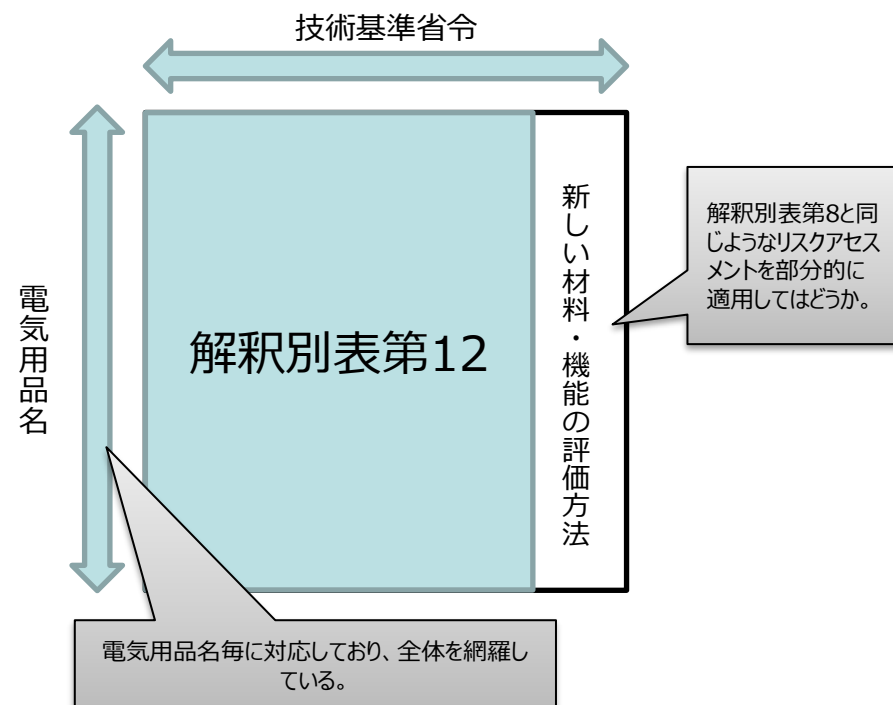
- 解釈別表第8以外の一本化後の対応状況は以下の通り。

解釈別表第2、3、5、6の一本化の現状の課題



【課題】基本的に電気用品名ごとの解釈が必要な分野であり、民間で規格作成ができない場合は、現在の解釈を引き続き残すか要検討。

解釈別表第1、4、7、9の現状



電気用品名毎の解釈があるため電気用品名を追加しない限り、新しい解釈は不要。ただし、新しい機能が考えられるので、解釈別表第8と同様のリスクアセスメントが必要。



登録検査機関の対応

- 特定電気用品に係る新たな整合規格が採用された場合、製造・輸入事業者のみならず、**登録検査機関においても検査機器等を準備する必要がある。**

誰が	何をする	いつ（予定）
国／登録検査機関	適合性検査の受検の見込みが低い電気用品における特殊な検査機器は、メーカーの所有設備が利用できるかどうかを海外のスキーム情報等を参考に検討する。	2025～2026年度

【登録検査機関ガイド改訂案】 3.2.1 (2) 外部設備を利用した試験

適合性検査の一部試験について、登録検査機関が外部の試験設備を借り受けて試験を実施することができる。この場合、当該試験設備が登録検査機関の規定する試験環境を満足する必要がある。**また、外部設備を利用することができる一部試験については、IECEE-CBスキームにおいてSubcontracted（下請け可）となっている試験設備等**
[（https://www.iecee.org/committees/testing-equipment）](https://www.iecee.org/committees/testing-equipment)を参考とする。

周知広報

- 整合規格の新規作成及び見直しを行った場合の周知広報の強化を検討する。（一本化に伴い、現在、解釈別表第8を適用している届出事業者は、設計変更が必要になる可能性がある他、設計変更の有無に係わらず解釈別表第12で新たに検査を実施することとなる。一般的に、解釈別表第12は、目視的な検査が多い解釈別表第8に比べて、工数がかかる試験を実施する必要がある試験規定が増加するため、検査にかかる費用や検査にかかる日数の増大に伴うコストの増加に繋がるおそれがあることから、届出事業者のすべてに周知する手段を検討する。）

誰が	何をする	いつ（予定）
関係者	アクション1～10及び上記の登録検査機関の対応について対応する。	2025～2028年度
国 (製品安全課)	アクション10のA)対応後の周知（解釈別表第8の一本化予定の説明を含む）	2027年度
	アクション4対応後の周知（解釈別表第8の一本化予定の説明を含む）	2028年度
	解釈別表第8の一本化の周知（METIのHP、説明会、業界団体に協力依頼、電気用品調査委員会のHP、登録検査機関のHPなど関係者のHP掲載を要請など）	2028年度～猶予期間中
	解釈別表第8の一本化（猶予期間を十分に設ける）	2029年度開始



アクション	誰が	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	20??年度
【1】 現状維持	業界団体（12条）	規格原案作成						
	電気用品調査委員会	規格提案			適宜実施			
	国（IEC課）（11条）	規格原案作成						
	国（製品安全課）	規格採用						
【2】 国際規格 なし対応	業界団体（12条 or 業界規格）	規格原案作成						
	電気用品調査委員会	意向調査	規格提案					
	国（製品安全課）			規格採用				
【3】 業界なし 対応	電気用品調査委員会			規格提案				
	国（IEC課）（11条）	11条検討	規格原案作成		以降、国際規格発行に伴い適宜規格作成			
	国（製品安全課）				規格採用 J60335-1(4 版- H20) の廃止			
【4】 業界も国 際規格も なし	電気用品調査委員会			規格提案				
	国（IEC課）（11条）	11条検討	規格原案作成					
	国（製品安全課）				規格採用			
【5】 試験方法 等廃止	電気用品調査委員会	17規格廃止提 案、J1000改 正提案						
【7】 J1000見 直し	国（製品安全課）		17規格廃止、 J1000改正					
【6】 雑音のジェ ネリック規 格作成	業界団体(業界規格)			必要な場合、規格 作成				
	電気用品調査委員会	必要性調査	必要な場合、総務 省答申案作成		必要な場合、規格 提案			
	国（製品安全課）					必要な場合、規格 採用		

規格ができない場合は、規格が
できるまでアクション4で対応



アクション	誰が	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	20??年度
【8】 解釈別表 第11のJIS 化	業界団体		関連JISから引用	→ アクション 1 へ				
	国（IEC課）（11条）又は他（12条）	規格原案作成						
	国（製品安全課）				解釈別表第11の一本化	関連JISからの引用が終了までは旧解釈別表第11を残す。		
【9】 表 1 の別紙 の廃止	業界団体（JEMA）（12条）	規格原案作成（家電）（P）	規格原案作成（電動工具）（P）					
	電気用品調査委員会		規格提案・別紙廃止提案（家電）（P）	規格提案・別紙廃止提案（電動工具）（P）				
	国（製品安全課）			規格採用・別紙廃止（家電）（P）	規格採用・別紙廃止（電動工具）（P）			
【10】 解釈本文の 改正 リスクアセスメントの必要性の周知	電気用品調査委員会		新機能に対するリスクアセスメントの必要性を解釈本文に明記を改正提案		アクション 4 に従い解釈改正提案			
	国（製品安全課）	リスクアセスメントマニュアル作成（委託）		新機能に対するリスクアセスメントの必要性を解釈本文に明記	アクション 4 対応による解釈改正			
【11】 登録検査 機関対応 周知広告の 検討	関係者	各アクションに対応	→					
	国（製品安全課）			アクション10A) 周知	アクション4周知	→		
					解釈別表第8一本化周知			
					解釈別表第8の一本化改正	解釈別表第8の一本化開始		猶予期間終了
	登録検査機関	メーカー設備の利用の確認	→					

参考資料：実施者別のアクション



【電気用品調査委員会】の関連アクション

- 整合規格の整備における電気用品調査委員会の実施事項は以下のとおり。

アクション 1 業界団体があるJISを解釈別表第12に採用することを国に提案

アクション 2 JISがない場合、業界規格の予定調査、及び業界規格を解釈別表第12に採用することを国に提案

※アクション 2 の前に、「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」のうち、基準番号が“－”となっている箇所を精微化する必要がある。

アクション 3 業界団体がない産業標準化法第11条によるJISを解釈別表第12に採用することを国に提案

アクション 4 産業標準化法第11条によるバスケットクローズ規格を解釈別表第12に採用することを国に提案

アクション 5 例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）の廃止を国に提案

アクション 6 雑音の強さに関するジェネリック規格の必要性について審議

アクション 7 J1000の見直しを国に提案

アクション 8 なし（解釈別表第11のJIS化）

アクション 9 表 1 の別紙の廃止を国に提案

アクション10 解釈本文の改正案を国に提案

アクション11 国が行う周知広報への協力



【産業標準化法第11条】の関連アクション

- 産業標準化法11条による可否の検討事項は以下のとおり。

アクション1 業界団体があるが、業界団体がJISを作れない又は関係業界が多いJIS原案を作成し、JIS制定又は改正を行う（現状活動の維持）

アクション2 なし（業界規格を解釈別表第12に採用することを提案）

アクション3 業界団体がない（IEC規格あり）JIS原案を作成し、JIS制定又は改正を行う

アクション4 バスケットクローズ規格のJIS原案を作成し、JIS制定を行う

アクション5 なし（例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）の廃止）

アクション6 なし（雑音の強さに関するジェネリック規格）

アクション7 なし（J1000の見直し）

アクション8 解釈別表第11のJIS化検討

アクション9 なし（表1の別紙の廃止）

アクション10 なし（解釈本文の改正案）

アクション11 なし（登録検査機関の検討、その他周知広報の検討）



【製品安全課（NITE含む）】の関連アクション

- 製品安全課（NITE含む）のアクションは、以下のとおり。

アクション1 業界団体があるJISを解釈別表第12に採用（現状活動の維持）

アクション2 業界規格を解釈別表第12に採用

アクション3 業界団体がないJISを解釈別表第12に採用

アクション4 バスケットクローズ規格を解釈別表第12に採用

アクション5 例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）の廃止

アクション6 雑音の強さに関するジェネリック規格を解釈別表第12に採用

アクション7 J1000の見直し

アクション8 解釈別表第11の廃止

アクション9 表1の別紙の廃止

アクション10 解釈本文の改正 → リスクアセスメント手順の明確化、周知（次年度）

アクション11 登録検査機関の検討、その他周知広報の検討

電気用品調査委員会、JIS化、業界規格の動向を適宜フォローし、提案があった時点でアクション



【業界団体】の関連アクション

- 整合規格の整備における業界団体の実施事項及び意見調整事項は以下のとおり。

アクション 1 業界団体があるJISを作成し、解釈別表第12に採用することを提案

アクション 2 JISがない場合、業界規格を作成し、解釈別表第12に採用することを提案

アクション 3 産業標準化法第11条によるJIS原案作成に参加

アクション 4 産業標準化法第11条によるバスケットクローズ規格原案の作成に参加

アクション 5 例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）の廃止確認

アクション 6 雑音の強さに関するジェネリック規格の必要性について意見調整

アクション 7 J1000の見直しに参加

アクション 8 解釈別表第11のJIS化の必要性の検討

アクション 9 表 1 の別紙の廃止の確認

アクション10 解釈本文の改正案の確認

アクション11 国が行う周知広報への協力



【登録検査機関】の関連アクション

- 登録検査機関は、必要に応じて以下の活動に参加、検討をする。

アクション1 業界団体があるJIS原案作成に参加

アクション2 JISがない場合、必要に応じて業界規格原案の作成に参加

アクション3 業界団体がない産業標準化法第11条によるJIS原案作成に参加

アクション4 産業標準化法第11条によるバスケットクローズ規格原案作成に参加

アクション5 例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）の廃止確認

アクション6 雑音の強さに関するジェネリック規格の作成に参加

アクション7 J1000の見直しに参加

アクション8 解釈別表第11のJIS原案作成に参加

アクション9 表1の別紙の廃止の確認

アクション10 解釈本文の改正案の確認

アクション11 登録検査機関の対応の検討、その他周知広報の検討に参加（リスクアセスメントに対するSマークの対応検討を含む）



【消費者団体】の関連活動

- 消費者団体の関連活動は以下のとおり。
- ✓ 電気用品調査委員会への参加
- ✓ JIS原案及び業界規格作成に参加（アクション 1～4）